

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

- (1) この仕様書は、播磨高原広域事務組合が実施する下水道管路特別重点調査業務に適用する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項は、管路施設調査工仕様書による。

2. 業務内容

- (1) 業務番号 下役第 R07-5 号
- (2) 委託名 下水道管路特別重点調査業務
- (3) 場所 赤穂郡上郡町光都地内外
- (4) 履行期限 令和 7 年 10 月 7 日
- (5) 数量 マンホール目視調査工 N=20 箇所 潜行目視調査工 L=927m
- (6) 調査区域 位置図に示す区域（対象管路は別紙 1・2 のとおり）
- (7) 報告書作成 一式

3. 業務目的

本業務は、下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、大口径かつ古い下水道管路を対象に調査を行う業務である。

4. 業務内容

(1)マンホール目視調査

インバートの洗堀、不同沈下、側塊や側壁のクラックやズレ、土砂等の堆積及び接続管きよ等の状況をマンホールに調査員が入孔して損傷劣化の程度を確認すること。接続管きよについては、鏡やライト等を使用し、視認できる範囲の損傷劣化の程度を確認を合わせて行う。マンホール蓋については、破損、がたつき、表面摩耗、ふた・受枠間の段差等の損傷劣化の程度を確認を行うこと。

(2)本管潜行目視調査

管きよ内に潜行し、調査員が直接目視によって管きよの劣化及び破損状況等を調査すること。

本業務では管きよ内洗浄は見込んでいない。ただし、事前の現地確認の結果、洗浄が必要な場合は、高圧洗浄車による洗浄を行うこと。高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管路施設を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。作業に使用する洗浄水は、本組合が管理する播磨高原浄化センターの下水処理水を利用することができる。以上の場合、設計変更の対象とする。

(3)報告書

報告書の部数は 2 部とする（写真含む）。また、報告書を電子データ化したものも併せて提出

すること。

写真の撮影については、不具合箇所だけを取るのではなく、マンホールの設置位置がわかるように地表で2方向から写真を撮影すること。あわせて、マンホール内部の状況がわかるよう地表からマンホール内部に向けて写真を撮影すること。その際は受枠も写るようにすること。不具合箇所については、写真でわかるよう適宜マーキングすること。

(4) その他

堆積土砂等はないものと想定しているが、事前確認及び洗浄作業中に堆積土砂等が確認され、そのまま流下させると管路の閉塞の恐れがある場合には土砂搬出・処分を行うこと。

また、常に流量が多く、調査実施に支障が生じる場合は、止水及び水替を行うこと。

以上の場合、監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。

5. 交通誘導警備員の配置について

交通誘導警備員は、設計数量上6名を計上している。道路使用の条件等により上記と異なる配置となった場合は設計変更の対象とする。

6. 安全対策

雨天時の対応は、公益社団法人日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-参考-1 V. 局地的な大雨への安全対策に関する仕様書」を適用する。

また、管内作業については、公益社団法人日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-参考-2 下水道管きょ内作業の安全管理について」に留意し業務を実施すること。

換気工について、当初設計では設計図書に記載の機器にて換気工を計上しているが、実施にあたっては、事前に現地確認を行い、安全に作業するために必要な能力を満たす機種を選定し、監督員に報告すること。

以上の場合、監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。

7. その他事項

(1) 報告書様式について、事前に監督員と協議して了承を得るものとする。

(2) 本業務は、毎月の出来高報告書の提出は不要とするが、作業期間の週間工程表をメールにて監督員に報告すること。

(3) 検査については完了検査のみとし中間検査は実施しない。また、完了検査の立会は不要とする。ただし、検査員が立会を求めた場合は立ち会うこと。

(4) 調査はコンクリート診断士、技術士(建設部門、上下水道部門)、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかによるチェックを経ることとする。また、本業務内で緊急度判定まで行うこととする。判定基準は、管きょについては下記資料によることとし、マンホールについては公益社団法人日本下水道「下水道管路施設ストックマネジメントの手引き」によることとする。

調査方法・判定基準：国土交通省ホームページ別添資料のとおり

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000639.html

別紙1 対象管きょ一覧

施設番号	排除区分	幹線流域	呼び径(mm) ※矩形W×H	管体延長(m)	設置場所	備考
B422-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	1800×1800	5.65	車道外	
B422-2	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	1800×1800	20	車道外	
B427-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	1800×1800	46.05	車道外	
B428-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	21.40	車道外	
B428-2	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B428-3	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	34.68	車道外	
B429-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B429-2	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B429-3	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B429-4	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B429-5	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B430-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B430-2	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B430-3	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-2	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-3	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-4	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-5	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-6	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-7	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-8	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	20.00	車道外	
B441-9	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2000×2000	90.00	車道外	
B485-1-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2500×2500	19.45	車道	
B485-1	分流式雨水	市ヶ成第1号雨水幹線	2500×2500	150.97	車道	
小計				728.20		
B484-1	分流式雨水	市ヶ成第2号雨水幹線	φ2000	15.50	車道	
小計				15.50		
B619-1	分流式雨水	長谷第1号雨水幹線	φ2000	43.14	車道	
B619-2	分流式雨水	長谷第1号雨水幹線	φ2000	42.84	車道	
B619-3	分流式雨水	長谷第1号雨水幹線	φ2000	42.84	車道	
B619-4	分流式雨水	長谷第1号雨水幹線	φ2000	36.79	車道	
B620-1	分流式雨水	長谷第1号雨水幹線	φ2000	14.11	車道	
小計				179.72		
B223-1	分流式雨水	西山第1号雨水幹線	φ2000	3.63	車道	
小計				3.63		
合計				927.05		

別紙2 対象マンホール一覧

幹線名	MH番号	マンホール深(m)	設置場所
市ヶ成第1号雨水幹線	90-12-UM-1	4.98	車道
市ヶ成第1号雨水幹線	90-12-UM-2	5.13	車道
市ヶ成第1号雨水幹線	90-22-UM-1	4.61	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-9	4.00	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-8	3.85	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-7	4.00	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-6	4.00	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-5	4.16	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-4	4.13	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-3	3.94	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-21-UM-2	4.00	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-20-UM-2	3.57	車道外
市ヶ成第1号雨水幹線	90-20-UM-1	4.61	車道外
市ヶ成第2号雨水幹線	90-11-UM-10	4.82	車道
長谷第1号雨水幹線	90-6-UM-4	4.39	車道
長谷第1号雨水幹線	90-6-UM-3	4.33	車道
長谷第1号雨水幹線	90-6-UM-2	4.23	車道
長谷第1号雨水幹線	90-6-UM-1	4.09	車道
長谷第1号雨水幹線	90-7-UM-6	5.07	車道
西山第1号雨水幹線	90-84-UM-9	5.21	車道
合計			20
内訳	車道		9
	車道外		11

管路施設調査工仕様書

第 1 章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、播磨高原広域事務組合（以下、「当組合」という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、「調査」という。）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当組合と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当組合の所有とする。また、調査の成果等は、当組合の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (2) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等を遵守しなければならない。

① 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)	及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)	及び同法関連法規
③ 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)	及び同法関連法規
④ 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号)	及び同法関連法規
⑤ 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)	及び同法関連法規
⑥ 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)	及び同法関連法規
⑦ 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)	及び同法関連法規
⑧ 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)	及び同法関連法規
⑨ 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)	及び同法関連法規
⑩ 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)	及び同法関連法規
⑪ 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)	及び同法関連法規
⑫ 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)	及び同法関連法規
⑬ 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)	及び同法関連法規
⑭ 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)	及び同法関連法規

- | | | |
|--------------------|---------------------|----------|
| ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑯ 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑰ 酸素欠乏症等防止規則 | (昭和 47 年労働省令第 42 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑱ 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑲ 振動規制法 | (昭和 51 年法律第 64 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑳ 環境基本法 | (平成 5 年法律第 91 号) | 及び同法関連法規 |

(2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、作業に着手すること。

- ① 現場代理人及び主任技術者届
- ② 工程表
- ③ 職務分担表
- ④ 緊急連絡届
- ⑤ 調査計画書
- ⑥ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中の毎月末、調査出来高報告書を監督員に提出すること。

(4) 調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

- ① 完了届
- ② 出来高調書
- ③ 調査記録写真帳 (第 1 章「12.作業記録写真」による。)
- ④ 完成図書 1 式 (第 3 章「3.報告書」による。)
- ⑤ 支払請求書及び明細書

(5) 前記各項のほか、監督員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

6. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、及び調査の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に

従事させること。

(3) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8. 下請負人の届出

(1) 受注者は、調査の一部を下請負とする場合で、当組合が下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

(2) 調査の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

9. 地先住民等との協調

(1) 受注者は、調査を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。

(2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

(4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。

(2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11. 工程管理

(1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

(2) 予定の工程表と、実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。

(3) 受注者は、毎月末、調査出来高報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。

(4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ調査内容及び調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

12. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

(1) 撮影は、調査延長 200m 程度に対して、1 箇所安全管理の状況、テレビカメラ（以下、「TV カメラ」

という。) など使用機械による作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指示する内容について行うこと。

(2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

(4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提

出すこと。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当組合に届け出ること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（TVカメラ、ビデオカメラ装置等の使用機器、調査方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他
監督員の指示する事項

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) TVカメラによる調査（内径150～800mm未満）

- ① 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は、監督員との協議により調達先を選定すること。
- ② 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、TVカメラを移動させながら行うこと。
- ③ 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認

し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

- ④ 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑤ 取付け管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ⑥ 管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。
これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

(5) 目視による調査

① 本管潜行目視調査（内径 800 mm以上）

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。

なお、調査内容は、TVカメラによる調査に準ずるものとする。

② マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所当たり3枚以上を標準とする。

(6) 取付け管調査

- ① 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- ② 調査にあたっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付け管口等に十分注意しながら、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- ③ 不良箇所の位置表示は、取付けます中心からの距離とする。

(7) 送煙試験

送煙試験は、誤接が予想される分流式下水道管路施設において、発煙筒を設置し、昇煙の有無によって誤接を判断する。この場合、以下の事項に注意して作業を行うこと。

- ① 止水プラグ等を入れて、管きょを一時的に遮断し、マンホール上に送風機を設置する。
- ② 管きょに空気を送り込み、発煙筒を使用して送煙を行う。
- ③ 管きょの異常を発見したら、スプレーペイント（有色）で目印をする。
- ④ 送煙試験を行う前に、必ず、消防署及び付近住民への連絡を徹底すること。
- ⑤ 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、本管は20m当たり3枚以上を、宅地内は1戸当たり3枚以上を標準とする。

(8) 音響試験

- ① 調査方法は、ハンマーによる打撃音、あるいは音波による確認とすること。
- ② 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、1戸当

り 3 枚以上を標準とする。

(9) 染料試験

- ① 染色液を上流マンホール、樋、ます等の地上部で試験する箇所から流すこと。
- ② 下流で流れを見ながら、染色液を確認したら、写真撮影を行うこと。
- ③ 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、1 戸当たり 3 枚以上を標準とする。

(10) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

(1) 調査結果は、調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。

(2) 調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、一般用 DVD 等に収録すること。

なお、提出する DVD 等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。

(3) 調査結果の判定基準については、公益社団法人日本下水道協会 下水道施設維持管理積算要領-管路施設編- 参考-1 記載の表 1-3~1-5 に基づき、表 1-6、1-7 及び様式 1・2 に示す記録表に記載する。様式 1・2 は Excel データでも提出すること。なお、様式については、原則セルの結合・削除等を行わないこと。

(4) 提出する成果品は、次のとおりとする。

- ① 報告書
- ② 不良箇所写真帳
- ③ DVD 等（TV カメラ調査の場合）
- ④ その他監督員の指示するもの

第4章 その他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、当組合検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

(1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

(2) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員と協議し、処理すること。

調査報告書記載要領

1. 一般事項

- (1)報告書は、この要領に従い、作成すること。
- (2)様式は、A4判横書きを基本とし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3)表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、受注者名等を記入すること。
また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、受注者名等を記入すること。

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

(1)TV カメラ調査

- ①調査目的
- ②調査概要
- ③案内図
- ④調査箇所図
- ⑤調査総括表
- ⑥調査集計表
- ⑦調査記録表
- ⑧考察
- ⑨調査記録写真

(2)目視調査

TV カメラ調査項目に準ずる。

(3)取付け管調査

TV カメラ調査項目に準ずる。

(4)送煙試験

特記仕様書による。

(5)音響試験

特記仕様書による。

(6)染料試験

特記仕様書による。

マンホール調査記録表

調査日	人孔番号					
道路種別	<input type="checkbox"/> 国道	<input type="checkbox"/> 県道	<input type="checkbox"/> 市道	<input type="checkbox"/> 私道	<input type="checkbox"/> その他 ()	
舗装種別	<input type="checkbox"/> AS	<input type="checkbox"/> CR	<input type="checkbox"/> 平板ブロック	<input type="checkbox"/> 砂利	<input type="checkbox"/> その他 ()	
配置場所	<input type="checkbox"/> 車道	<input type="checkbox"/> 歩道 車乗り入れ無	<input type="checkbox"/> 歩道 車乗り入れ有	<input type="checkbox"/> その他 ()		

(マンホール蓋) 基本情報

排水区分	<input type="checkbox"/> 汚水	<input type="checkbox"/> 雨水	<input type="checkbox"/> 合流	管路区分	<input type="checkbox"/> 幹線	<input type="checkbox"/> 枝線							
製造メーカー	製造年			構造	<input type="checkbox"/> 平受け型	<input type="checkbox"/> 緩勾配型	<input type="checkbox"/> 急勾配型						
種類	<input type="checkbox"/> T25	<input type="checkbox"/> T20	<input type="checkbox"/> T14	<input type="checkbox"/> T8	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> その他 ()							
呼び径	<input type="checkbox"/> 300	<input type="checkbox"/> 400	<input type="checkbox"/> 500	<input type="checkbox"/> 600	<input type="checkbox"/> 900	<input type="checkbox"/> その他 ()							
材質	<input type="checkbox"/> FCD	<input type="checkbox"/> FC	<input type="checkbox"/> CO	<input type="checkbox"/> その他 ()									
蓋タイプ	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 12	<input type="checkbox"/> 他

(マンホール蓋) 設置基準による判定

項目	内容	A	B	C	D	E
1)耐荷重種別	車道 大型車通行あり	<input type="checkbox"/> T8・不明	<input type="checkbox"/> T14	<input type="checkbox"/> T20		<input type="checkbox"/> T25
	大型車通行少ない		<input type="checkbox"/> T8・不明			<input type="checkbox"/> T14~T25
	歩道					<input type="checkbox"/> T8~T25・不明
2)浮上防止機能	人、車輛の通行が多い	<input type="checkbox"/> 機能なし				<input type="checkbox"/> 機能あり
	人、車輛の通行が少ない		<input type="checkbox"/> 機能なし			<input type="checkbox"/> 機能あり
3)転落防止機能 (蓋飛散時)	必要あり(人孔深2.00m以上)	<input type="checkbox"/> 機能なし				<input type="checkbox"/> 機能あり
	必要なし(人孔深2.00m未満)					

(マンホール蓋) 損傷劣化による判定

項目	内容	写真No	A	B	C	D	E
1)外観	クラック/欠け		<input type="checkbox"/> 有				<input type="checkbox"/> 無
2)がたつき	車輛通過時、足踏による音、動き		<input type="checkbox"/> 有				<input type="checkbox"/> 無
3)表面摩耗	車道		<input type="checkbox"/> H ≤ 2mm		<input type="checkbox"/> 3~2mm		<input type="checkbox"/> H ≥ 3mm
	歩道		<input type="checkbox"/> H ≤ 2mm			<input type="checkbox"/> 3~2mm	<input type="checkbox"/> H ≥ 3mm
4)腐食	錆だし表示の消滅・開閉機能の阻害			<input type="checkbox"/> 有			<input type="checkbox"/> 無
5)機能の作動 (設置されている)	浮上防止機能の適用		<input type="checkbox"/> 機能しない				<input type="checkbox"/> 機能する
	かぎ構造			<input type="checkbox"/> 機能しない			<input type="checkbox"/> 機能する
	転落防止機能の適用		<input type="checkbox"/> 機能しない				<input type="checkbox"/> 機能する
6)その他	蝶番の機能		<input type="checkbox"/> 機能しない				<input type="checkbox"/> 機能する
	調整部の損傷(欠け、充填不良、クラック)		<input type="checkbox"/> 有				<input type="checkbox"/> 無
	蓋・枠間の段差		<input type="checkbox"/> 有				<input type="checkbox"/> 無
	蓋・周辺舗装の段差		<input type="checkbox"/> 有	cm			<input type="checkbox"/> 無
	周辺舗装道路の損傷		<input type="checkbox"/> 有				<input type="checkbox"/> 無
集 計 欄			A	B	C	D	E
							13

(マンホール) 基本情報

形状	<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> その他 ()	人孔深	m	調整部高	mm	築造年度	年度
足掛金物	総本数	本	腐食	本	欠落	本			
管きよ	位置(時)	管径(mm)	管種	管頂(m)	位置(時)	管径(mm)	管種	管頂(m)	

(マンホール) 点検結果

箇所	内容	ランク	写真No	箇所	内容	ランク	写真No
集計欄				A	B	C	その他

(総評)

施設	判定結果	判定	判定結果	判定
マンホール蓋	継続使用	異常なし	措置	応急措置有無
		取替必要		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
マンホール	備考		措置内容	